

市民税の算出法

昭和二十七年の市税の内、市税(除した額)から基礎控除と所得割に分れての二つを合計した額が皆さんの納める市民税の額です。

一、個人の納める市民税は均等割と所得割に分れての二つを合計した額が皆さんの納める市民税の額です。

(1) 個人の均等割額
個人の均等割額は五百円ですが、次の場合は均等割が軽減されます
A、均等割を納付する義務のある扶養親族を二人以上持つ者及びその扶養親族は各々一七〇円を五〇〇円から引いた額となります

B、家業専従者は五〇〇円から一七〇円を控除されます
(2) 個人の所得割額
個人の所得割額は前年における総所得金額(事業所得者は総収入から必要経費を差引いた額、給与所得者は支給総額から勤労除)を基礎として算出されます

「税額算出例」前年の総所得金額127,500円扶養親族3人の勤労者の場合【総所得金額とは、事業所得者は総収入から必要経費を差引いた額、給与所得者は支給総額から勤労除(総収入額の1割5分の額)した額、但し三万円を超える場合は三万円までとする。】
127,500円-38,000円=89,500円
(基礎控除)
(89,500円×4.5(税率))-1,800円=2,220円+500円=2,720円
(扶養控除額)(所得割)(均等割)(市民税年額)

若草公園の噴水像



大分市では五日「子供の日」に若草公園に新設された噴水像の除幕式を盛大に行いました。当日は前日の雨もあがり、晴れた五月の空に色とりどりの市旗、鯉のぼりがなびき朝からつめかけた子供連れの家族や幼稚園児に会場はつづみ誠に和やかな然も盛大な除幕式でありました。(教育課)

③扶養親族
四人を有し総所得金額四十万円以下のもは扶養親族一人につき一七〇円を控除
④扶養親族五人以上を有し総所得金額四十五万円以下のもは扶養親族一人につき一七〇円を控除
その他のものは扶養親族一人につき一七〇円を控除
⑤その他は扶養親族一人につき一七〇円を控除
⑥その他は扶養親族一人につき一七〇円を控除

納税貯蓄組合運営の重点は「貯蓄、市税の取纏め」

本市の納税貯蓄組合は、市税納入の皆様の格別な御協力で、現在の組合員数は五三〇余、組合員の数は約一五、〇〇〇名に達し、大部分の市税納入者が加入された事となったのであります。この事は皆様が市政の根本は先づ市税の完納の外ないとの深い御理解の賜れであり、同時に、今後の市税納入成績の大勢は皆様の組合の運営の良否に懸つて参ることを示すものであります。組合運営の向上と今日の市政上重要なものはいふまでもなく、必要なのはなにと云ふも過言ではないのであります。皆様が、かくも多数御作り下さった組合の中には、この大事な運営(貯蓄や完納)が未だ充分でない向が見受けらるるのではありません。四月中を「納税貯蓄組合運営向上月間」として、各出張所毎に組合長さん方の御参集を乞ひ、組合運営の説明や御意見を伺う会をやりましたのも、皆様の組合の貯蓄や納税をより立派にやつて戴く為でありました。この組合長さんの説明懇談会である方は次のような御意見を述べられました。(弘報係)

人権擁護委員決定

四月一日附を以て法務総裁から人権擁護委員に佐藤恒彦、泰克己、権藤種男の方々が委嘱されました。(弘報係)

◎ 市民税早わかり表

市税の種類	市民税がかけられるもの	税額の出し方	納期
市民税	(1) 市内に住所を有する個人	均等割(500円)+所得割=税額	個人(6月)(8月)(10月)(翌1月)各月末
	(2) 市内に事務所、事業所又は家、屋敷を有する個人で市外に住所を有する者	均等割(500円)	
	(3) 市内に事務所又は事業所を有する法人	均等割(2500円)+法人税割=税額(法人税×0.15)	法人均等割のみは6月末税割は決算後二ヶ月以内
法人	(4) 市内に事務所又は事業所を有する法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	均等割(2500円)	

お急ぎの向は
30分間で出来る!

これからのクリーニングは

色ははげない! 伸び縮みがない! がびや虫がつかない!
水につけない! 型がくずれない!
和服の丸洗が出来る!

トリクレンドライクリーニング

店頭で操作致します是非一度御来観下さい

ホワイト舎

大分市外堀 TEL 1532

サービス券

(2割引)

この券をお持ちの方は
五月二十日迄二割引の
サービスを致します